

## 三木市空き家バンクホームページ利用規約

兵庫県内に事務所を置く一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部の会員である不動産事業者（以下「事業者」という。）が三木市（以下「市」という）空き家バンクホームページ（以下「サイト」という。）を利用するにあたり、下記の利用規約に同意し、遵守するものとする。

### （目的）

第1条 サイトは、事業者が所有又は仲介する空き家等（市内に存する居住又は使用（以下「居住等」という。）していない（近く居住等しなくなる予定のものを含む。）建築後2年以上経過した住宅、共同住宅、店舗、事務所、倉庫等の建築物及びその敷地又は住宅用、事業用の宅地及び雑種地等の空き地をいう。）の情報を掲載し、広く市民に情報を提供することを目的とする。

### （申込）

第2条 サイトの利用を希望する事業者は、三木市空き家バンク利用申込書（様式第1号）を市に提出し、市がIDとパスワードを発行することにより、市と事業者とのサイト利用に係る契約は成立したものとす。

### （利用）

第3条 前条により契約が成立した事業者は、空き家等の情報をサイトに掲載又は掲載停止の処理を行うことが可能であり、掲載する空き家等に関する問合せ先を明示することにより、当該空き家等に関する問い合わせに対応するものとする。

### （利用料金）

第4条 サイトの利用料金は無償とする。ただし、市は、利用料金を変更する必要がある場合は、事前に事業者に通知することにより、当該利用料金を改定できるものとする。

### （掲載できる空き家等）

第5条 サイトに掲載できる空き家等は、売買又は賃貸借の目的となる不動産で、空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸等を行うことができる者（以下「所有者等」という。）が掲載を承諾したものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 架空の物件
- (2) 成約済みの物件
- (3) 売却若しくは賃貸する意思がない物件
- (4) 係争中の物件
- (5) 信頼性に乏しい又は消費者保護に欠ける恐れがある情報
- (6) 広告表示、価格表示又は取引形態が不当又は不適切な情報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が不適切と判断したもの

### （利用期間）

第6条 利用期間は、第2条の規定に基づく契約成立の日から、第7

条の規定に基づく解約、第9条の規定に基づく解除又は第16条の規定に基づきサイトを廃止する日までとする。

(解約)

第7条 事業者は、サイトの利用契約の解約を希望する場合は、解約届(様式第2号)により、市に届け出るものとする。

(遵守事項)

第8条 事業者は、サイトの利用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令に反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 市、第三者等の名誉を棄損する行為

(利用の停止等)

第9条 市は、事業者がこの規約に反してサイトを利用した場合又は三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であった場合は、当該事業者によるサイトへの空き家等の掲載を停止若しくは削除し、又はサイトの利用を制限し、若しくはサイトの利用契約を解除することができるものとする。

2 事業者は、前条の規定によりサイトの利用を制限され、又は契約を解除されたことにより市又は第三者若しくは当該事業者に損害が生じた場合は、当該事業者がその責任を負うものとする。

(ID及びパスワードの管理)

第10条 事業者は、市が提供するID及びパスワードを適切に管理するものとし、これらを第三者に貸与又は使用させてはならない。

2 事業者のID及びパスワードの管理上の過失又は前項の規定に反する行為により市又は第三者若しくは当該事業者に損害が生じた場合は、当該事業者がその責任を負うものとする。

3 事業者は、第三者によるID又はパスワードの不正使用や不正使用の疑いを認めた場合は、直ちに市に連絡のうえ、市と対応を協議し、適切に対応するものとする。

(掲載情報の告知)

第11条 事業者は、サイトに空き家等の情報を掲載する場合は、当該情報に係る所有者等に対し、あらかじめ掲載する旨を告知し、その承諾を得るものとする。

(掲載情報の変更等に関する処理義務等)

第12条 事業者は、サイトに掲載した空き家等の情報について、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかに掲載内容を変更し、又は掲載を停止するものとする。

- (1) 掲載した空き家等の情報に変更が生じたとき、又は誤りがあったとき
- (2) 所有者等が売却又は賃貸借を中止したとき
- (3) 所有者等がサイトへの掲載に関する承諾を取り消したとき

(掲載情報の取扱い)

第13条 市は、サイトに掲載された空き家等の情報を事業者の許可

なく調査、集計、加工又は分析に使用することができるものとし、その結果得られた情報（個人情報秘匿した状態の統計データ）についても同様とする。

（システムの停止）

第14条 市は、サイトの保守及び点検を行う場合、サイトに障害が発生した場合又は天変地異等の不可抗力によりサイトの利用が困難となった場合において、サイトの全部又は一部を停止することができるものとする。

（免責事項）

第15条 市は、サイトの運用に関連して、事業者間又は事業者と第三者との間において生じた問題については一切関与しないものとする。

2 市の故意又は過失によらない事由により、サイトの運用に起因する損害（データの破損又は消失等に関する損害を含む。）に対して、市は責任を負わないものとする。

3 本条の規定は、第6条の規定に基づくサイトの利用期間が終了した後も、なお効力を有するものとする。

（仕様の変更等）

第16条 市は、事業者にあらかじめ通知することなくサイトの仕様、名称、デザインその他の仕様を変更し、又は追加することができるものとする。

2 市は、事業者にあらかじめ通知することにより、サイトを廃止することができるものとする。

（個人情報）

第17条 市は、次の各号に掲げる個人情報（代表者等の個人情報や変更後の情報を含むものとし、以下「個人情報等」という。）について、必要かつ適切な安全管理措置を講じたうえで、三木市空き家バンク事業の目的を達成するために必要な範囲においてこれを利用し、一定期間保有することができるものとする。

(1) 名称、所在地、電話番号、FAX番号その他届出のあった事項

(2) 事業者からの問合せ内容、アンケートに対する回答等

(3) 市職員との会話又は通話による音声情報等

2 市は、警察、検察、裁判所その他の官公庁から法令に基づく要請があった場合には、当該要請に必要な範囲において、個人情報等を開示するものとする。

3 事業者は、本サイトの利用停止後も、第1項の規定に準じて個人情報等を利用し、一定期間保有することに同意するものとする。

（委任）

第18条 この利用規約に定めるもののほか、サイトの利用に関し必要な事項は、別途市長が定めるものとする。